

植物防疫所 病害虫情報

No. 70
2003・7・15

輸出植物の栽培地検査の現状

はじめに

我が国から諸外国へ植物を輸出する場合、輸入国が侵入を警戒している病害虫(検疫病害虫)に対して検疫措置が求められる。

輸出港での検査では発見が困難な病害虫については、輸入国からの要求等に基づき、輸出植物が栽培されている場所において、その病害虫の発生確認がしやすい時期に検査(栽培地検査)が行われる。

我が国における栽培地検査の歴史は、ユリ及びチューリップ球根に始まり、その後、野菜種子、草花苗・苗木類(盆栽)、輸出解禁された温州みかん等の生果実へと拡大してきた。近年、栽培地検査を要求する輸入国が増え、その対象植物も増加しており、また、その内容は益々複雑多岐になっている。

栽培地検査植物の輸出実績

栽培地検査が実施された植物の輸出実績(件数)は、図に示したとおり、1989年に約250件であったものが2002年には約1,500件と大幅に増加した。植物の種類で見ると、1994年以降は草花苗・苗木類の伸びが著しく、2002年には、それらは全体の

約85%を占めている。

栽培地検査の内容

ユリ及びチューリップ球根は、過去には輸出農産物の花形の一つとして栽培地検査の大半を占めていたが、近年は輸出環境の変化等により減少が著しい。これら球根の栽培地検査は、もともと我が国の重要輸出品として高品質を維持する目的で行われてきたものである。一方、球根以外の植物の栽培地検査は輸入国の要求に基づき、輸出検査あるいは輸入後に行われる検査(隔離検疫)

の補完的な観点から実施されている。栽培地検査においては、輸出植物に輸入国が侵入を警戒している病害虫の感染や寄生がないか、栽培地域に病害虫の発生がないか等について入念な検査が行われる。

栽培地検査が行われる主な植物と対象病害虫は表のとおりである。

図 栽培地検査植物の輸出実績

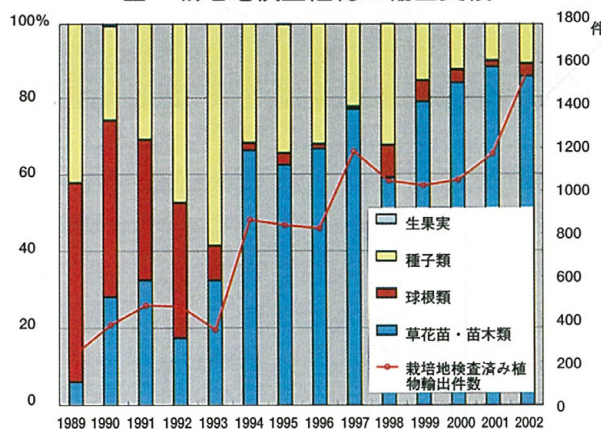


表 栽培地検査が行われる主な植物と対象病害虫

植 物 名	対 象 病 害 虫	仕 向 国
トマト種子	トマトかいう病、トマト斑点細菌病、Potato spindle tuber viroid	EU 諸国
	トマトかいう病、トマト斑点細菌病、トマト斑葉細菌病、他種子伝染性ウイルス病	インド
	トマト根腐萎ちょう病	ブラジル
キャベツ種子	黒腐病、黒斑細菌病、根朽病、黒斑病、黒すす病	インド、パングラディシュ、イスラエル
スイカ種子	スイカ果実汚斑細菌病、スイカ褐斑細菌病	チリ
カーネーション苗	カーネーション萎ちょう細菌病、カーネーション立枯病、ナスハモグリバエ、オオタバコガ、ミナミキイロアザミウマ、タバココナジラミ、タバココナジラミで伝播されるウイルス病	EU 諸国
	カーネーション萎ちょう細菌病、カブラヤガ、Cacoecimorpha pronubana、ナモグリバエ、アフリカマイマイ、ミナミキイロアザミウマ、グラジオラスアザミウマ、クリバネアザミウマ	コスタリカ
ラン苗	タバココナジラミ、ミナミキイロアザミウマ、タバココナジラミで伝播されるウイルス病	EU 諸国
	ミナミキイロアザミウマ	コスタリカ、ブラジル
全ての植物	タバココナジラミ、ミナミキイロアザミウマ、両種で伝播されるウイルス病	EU 諸国
五葉松等盆栽	さび病、ビャクシンハダニ、マツバノタマバエ、マツノザイセンチュウ等	EU 諸国
キク切花	ハスモンヨトウ	EU 諸国
チューリップ球根	ナミクキセンチュウ	EU 諸国
	ウイルス病及びその他の病害虫	ニュー・ジーランド

種子類：例えば、EU 向けトマト種子については、種子伝染性病害である① *Clavibacter michiganensis* (トマトかいよう病)、② *Xanthomonas campestris* pv. *vesicatoria* (トマト斑点細菌病)、③ Potato spindle tuber viroid の未発生地で生産されていることを栽培地検査により保証することが EU 検疫要求規則に規定されている。このため、栽培地検査においては、これら病害が採種母株にないかどうか確認している。これは、輸出検査時において、種子がこれら病害に汚染されているかどうか確認することが極めて困難であるためである。

草花苗・苗木類：EU 諸国は、カーネーション、キク、ラン等の草花苗やボタン、カエデ等の苗木等について栽培地検査を要求している。タバココナジラミやミナミキロアザミウマ及び同虫が媒介するウイルス病といった寄主範囲の広い病虫害が検査の対象となっている。また、EU 向け五葉松盆栽のように栽培地でのマツノザイセンチュウの綿密な検査の実施等を条件に輸出が認められているものもある。

生果実類：アメリカ、オーストラリア等多くの国々は病虫害侵入防止の観点から、その寄主となる生果実の輸入を禁止している。しかしながら、1967 年のアメリカ向け温州みかん、アメリカ向けナシ、オーストラリア向けナシ、アメリカ向けリンゴ、ニュー・ジーランド向け温州みかん、オーストラリア向けリンゴについては、輸出園地での栽培地検査の実施等を条件に輸出解禁されている。

栽培地検査の方法

栽培地検査は目視による検査が主体である

が、台湾向けナシ穂木についての採取サンプルによるウイルス検定やニュー・ジーランド向け温州みかんについてのミバエ類のトラップ調査等もあわせて実施している。

栽培地検査においては、輸入国の検疫要求事項に適合していることの確認のほか、高品質の輸出製品の生産を維持するため、病虫害の防除に関して、地域と密着した対応が必要不可欠であり、都道府県の病虫害防除所、試験場等との緊密な連携の下に検査を行っている。

また、栽培地検査対象植物の数量が多く、

園地面積が広い場合には、検査に多くの日数を要するため、都道府県の協力を得て栽培地検査補助員を委嘱し、検査の円滑な実施に努めている。

おわりに

我が国は、1996 年の植物防疫法の一部改正以降、テンサイシストセンチュウ、スイカ果実汚斑細菌病菌等 10 種の種子伝染性病害等について諸外国に栽培地検査要求をすることになったが、諸外国においても近年、新たに栽培地検査を要求する例が増えている。アメリカは盆栽の輸入に際して 2 年間の防虫施設内での栽培を義務付けており、オーストラリアやニュー・ジーランドは新規に種子等の輸入を行う場合、輸出国での栽培地検査の実施を条件にしている。

また近年、輸入国が要求する栽培地検査の内容は複雑になってきている。これらの要求を効率的かつ効果的に満たすためには、当該検査を要求する輸入国の意図を十分に理解することが重要になっている。



キャベツ採種ほ場



サツキ盆栽の検査